

# 福祉民生常任委員会会議録

平成24年9月18日

北見市議会

午前 9時59分 開 議

○(伊藤委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいただきます。

○(似内次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(伊藤委員長) 今定例会におきまして、私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

---

午前10時00分 再 開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではまず、市民環境部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(皆川部長) おはようございます。それでは、今定例会に提案しております議案第1号平成24年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部が所管いたします補正予算並びに議案第4号北見市墓地及び霊園条例の一部を改正する条例につきまして、詳細をそれぞれ担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○(成田課長) それでは、市民協働推進課に係る補正予算についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、補正予算説明書7ページ、委員会資料では1ページです。北海道市町村振興協会が地域づくりセミナーを開催する市町村に対して支援する地域づくり研修会開催支援金70万円を計上いたしました。

次に、歳出ですが、補正予算説明書11ページ、委員会資料では1ページです。市民協働普及啓発事業

につきましては、協働のまちづくりの考え方が広く認識されることを目指し、各種セミナーの開催やパンフレット作成など、当初予算において50万円を計上しておりましたが、かねてより北海道市町村振興協会に申請をしておりました地域づくり研修会開催支援金が交付決定の見込みとなりましたため、地域活動の活性化や協働のまちづくりを進めていくための研修会開催に係る講師謝礼や会場借り上げ料など70万円を増額補正するものです。

なお、具体的事業につきましては、地域ネットワーク研修会及び地域活動活性化研修会におきましては、一般市民、町内会、市民活動団体、市の職員を対象にした他市の先進的な取り組みや考え方も参考にし、住民や各種団体と行政の協働などについての取り組みを進めるためのワークショップを交えた研修会となっております。また、ゆるく付き合う地域づくり研究会につきましては、女性を対象に防災について考えながら、女性が地域活動に参加することで地域活動の活性化につなげるためのセミナーを複数回開催することを予定しております。いずれにしましても、普及啓発事業につきましては、地道な活動が協働のまちづくりにつながっていくものと考えておりますので、今後ともこのような補助金などを活用し、事業を継続してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○(松崎課長) 続きまして、環境課が所管いたします補正予算案について補足説明をさせていただきます。

資料2ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入でございます。衛生費国庫補助金では、地上デジタル放送の難視聴地域対策として開成、厚和、平里地区において地域の共聴組合が実施する共同受信施設の整備に対する国からの補助金として、無線システム普及支援事業費等補助金3,427万2,000円を計上いたしました。

次に、衛生費国庫交付金では、合併処理浄化槽設置整備に係る国からの循環型社会形成推進交付金67万6,000円を計上いたしました。

次に、衛生債の辺地共聴施設整備事業債では、地上デジタル放送の難視聴対策財源として当初予算化しておりましたが、事業費の確定に伴い国からの補助金等により充当できることから1,500万円減額するものでございます。

次に、災害復旧債の現年単独災害復旧事業債では、去る7月5日の大雨により緑ヶ丘霊園の園路等にガリ侵食の被害が発生しましたことから、復旧工事を実施すべくこれに係る事業財源として130万円を計上いたしました。

続きまして、資料3ページ、歳出でございます。環境衛生総務費では、合併処理浄化槽設置整備事業費として、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため下水道の未整備地域の世帯を対象に合併処理浄化槽の設置整備に際し補助を行っておりますが、予算計上額を上回る要望が寄せられておりますことから所要額388万9,000円を追加補正させていただくものです。

次に、環境保全費では、辺地共聴施設整備事業費として、開成、厚和、平里地区の地上デジタル放送難視聴対策として共聴組合が実施します共同受信施設整備に対する事業費として所要額1,758万9,000円を計上いたしました。なお、この事業費につきましては、当初予算では開成地区だけの事業費を計上しておりましたが、開成地区の事業費確定による減額と留辺薬自治区内の厚和、平里地区の追加事業費を合わせ、計上させていただきました。

次に、単独災害復旧費の現年災害復旧費では、去る7月5日の大雨により緑ヶ丘霊園の園路等がガリ侵食される被害が発生しましたことから、復旧工事費として所要額138万7,000円を計上いたしました。

次に、資料4ページをごらん願います。北見市墓地及び霊園条例の一部を改正する条例についてでございますが、合同納骨塚の建設に伴い一部条項につい

て所要の改正を行うとともに、使用料について規定するものでございます。

合同納骨塚の建設目的、概要等につきましては、これまでも当委員会でご説明をさせていただいているところでありますが、近年の少子・高齢化や単身世帯の増加などを背景に、親類縁者がいないなどさまざまな事情からお墓やお骨の管理が困難となる相談がふえる傾向にあり、合同納骨塚はこうした方たちがお骨を埋蔵する施設として選択できるような建設するものです。

合同納骨塚の使用者の資格につきましては、北見市墓地及び霊園条例第5条に基づく資格を適用することとし、北見市に住所を有する者であるほか、霊園や納骨堂と同様に市長が相当の理由があると認めるときは市外居住者に対しても使用を許可することといたします。

次に、合同納骨塚の使用料につきましては、施設の建設費及び耐用年数50年間の維持管理経費等をもとに焼骨の埋蔵予定数2,000体で割り返し、1体当たりの使用料を5,000円とさせていただきたいと考えております。

資料5ページから9ページに改正条例文及び新旧対照表を掲載しておりますが、合同納骨塚の建設に伴う所要の改正とともに文言の整理をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○（伊藤委員長） 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 市民活動費の歳出の関係ですけれども、今北見自治区では市民協働組織づくりが中心になっているかと思いますが、啓発事業の内容で北見自治区での狙い、また、3自治区でどういう事業が取り組まれているのか、質問したいと思います。

それから、納骨塚の関係ですけれども、以前説明をいただいたときに焼骨の投入口という表現がありました。納骨塚はお骨を個別ではなくて全体でとい

うことになるので、そういう表現になるのだと思うのですけれども、やはりきちんと受け取って納骨というスタイルになるような表現というのでしょうか、そういうものがないかと思うのですけれども、その点最終的にどのようなことになるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○（成田課長） 菊池委員からご質問のありました研修会の狙いということでございます。今回の研修会につきましては、一般市民、町内会、市民活動団体、それから市の職員も対象にして、地域の活性化、交流を深める、それから地域と地域の話し合いを進めることによって、住民と行政の各種協働団体との協働についての取り組みを深めようということがまず1つの狙いであります。地域のネットワークをつくり、地域活動を活性化させるということが協働のまちづくりにつながるということを考えておまして、それを深めることで協働のまちづくりをさらに進めたいと考えております。

それから、3自治区での交流活動ということですが、先ほどの研修会につきましても当然3自治区の方々も対象にはしているのですけれども、通常の3自治区での活動につきましてはほぼ交流活動が中心ということになっております。3自治区は、もともと顔の見える町内会のつき合い等もございますので、それをさらに推進するような形で交流事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○（松崎課長） 菊池委員から合同納骨塚の焼骨を入れる投入口という表現についてどうなのかというご質問をいただきました。この点につきましては確かに焼骨を納めさせていただく施設でございますので、投入口という表現は考え直しまして、納骨口あるいは納め口といったような、あくまでもお骨を扱うにふさわしい名称を改めて考えさせていただきたいと思います。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（藤田部長） おはようございます。それでは、私から当常任委員会に付託されました議案第1号平成24年度北見市一般会計補正予算に係ります保健福祉部所管について、議案第2号平成24年度北見市国民健康保険特別会計補正予算について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

初めに、社会福祉課所管では、障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正によりまして予算の組み替え及びシステム改修に係る経費などを補正計上いたしました。

次に、国保医療課所管では、平成23年度における老人保健制度の医療給付費並びに国民健康保険特別会計の出産育児一時金補助金の確定に伴う償還金をそれぞれ補正計上いたしました。

次に、健康推進課では、上ところ診療所の運営移管等地域医療の確保を図る環境整備の一環として、診療所施設改修経費及び平成23年度の常呂厚生病院の決算確定による運営費補償補助金並びにポリオの定期接種ワクチンを不活化ポリオワクチンに切りかえたことによる所要の経費を補正計上いたしました。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（大栄課長） それでは、私から社会福祉課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料2ページをお開きください。初めに、

歳出の民生費、社会福祉費、障がい者福祉費であります。上段、障がい者福祉経費ですが、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により基金事業であります障がい者自立支援対策推進事業費補助金を財源として、システム改修費83万円を増額補正させていただくものであります。次に、自立支援給付費では、新体系移行に伴う基金事業の増額及び障がい児の福祉サービスが児童福祉法に規定されたことに伴う減額により6,312万5,000円の減額補正をさせていただき、3ページ、児童福祉費、相談支援費、障がい児施設給付費1億1,660万円を新たに予算計上するものであります。次に、地域生活支援事業費では、主に精神障がい者の地域相談支援事業所の増設による委託料91万9,000円を増額補正させていただくものであります。次に、過年度精算返還金では、精算行為により平成23年度障がい者自立支援給付費国庫負担金等の返還金1,356万3,000円を補正計上させていただくものであります。

次に、1ページをお開きください。歳入ですが、自立支援給付費及び障がい児施設給付費などの補正に伴う国・道の負担金・補助金を補正計上させていただくものであります。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしく願います。

○（木村課長） それでは、国保医療課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

委員会資料4ページをごらんください。一般会計、歳出、民生費の老人保健費では、平成19年度に廃止となりました老人保健制度における医療給付費の平成23年度精算に伴い生じました支払基金並びに国・道への償還金、合わせて1,327万4,000円を増額するものであります。

次に、5ページをごらんください。国民健康保険特別会計ですが、下段の歳出、諸支出金の償還金では、平成23年度に国から概算交付を受けました出産育児一時金補助金について支給実績の確定に伴い超過交付となったことから、この超過額を償還する過

年度精算金として37万円を計上いたしました。

なお、上段、歳入につきましては、この償還に要する財源として国民健康保険準備金積立基金から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○（梅田課長） おはようございます。それでは、私から健康推進課所管にかかわる補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料6ページをお開きください。歳出の保健衛生費でございます。まず、保健衛生総務費の地域診療所整備事業費ですが、このことにつきましてはさきの当委員会において上とところ診療所の移管に関しご報告をさせていただいたところございまして、平成25年4月の森真人医師への経営移管に向け、諸準備を進めているところでございます。今回の補正については、築30年が経過した施設でございますので、患者の利便性向上と移管後における長期の安定的な診療の継続を図るため、屋根の補修、旧暖房設備の撤去と新たな冷暖房、LED照明の設置、トイレの多目的化と診療スペースの見直しに伴う間仕切りの変更などを考えているところでございまして、必要な経費2,100万円を計上させていただきました。

次に、常呂厚生病院運営費補償補助金でございますが、これにつきましては北見市と北海道厚生農業協同組合連合会との間で締結する常呂厚生病院の運営に係る協定書に基づき、平成23年度の常呂厚生病院の経営損失金9,693万8,000円について債務負担行為により補正計上させていただくものでございます。

平成23年度の常呂厚生病院の決算につきましては、本年6月に開催された北海道厚生農業協同組合連合会の通常総会で承認となっているものでございますが、その概要につきましては資料7ページをごらんください。計画の数値と実績との比較でございますが、まず上段、患者数の状況でございます。1日当たりの外来患者数は135人で、計画の147人に対し12

人の減となり、入院患者数では計画より1人少ない47人の実績があったところでございます。

次に、収入の部、医業収益の小計では、計画に対して8,081万8,000円の増となり、北見市から補助いたしました医師確保のための特手当分612万円の特別利益のほか、職員住宅賃借料などの事業外収益を合わせて収益合計が5億7,443万5,000円となっておりますが、前年の収益額と比較いたしますと13.5%の減となったところでございます。

次に、費用の部でございますが、医薬品、診療材料、医薬消耗備品等の材料費が計画に対して6,044万3,000円の増となっておりますが、結果として費用の合計は6億7,137万3,000円となり、前年度と比較いたしますと7.6%の減となっているところでございます。

この結果、今回の運営費補助額は9,693万8,000円となったものがございますが、平成23年度においては人間ドックの定員2名について可能な限り3名まで受け入れるなど計画に対して56人の増となっており、本年度においても引き続き各種検診を積極的に行い、常呂自治区の住民の健康増進に寄与していただいているところでございます。

なお、同病院に対する損失補償につきましては、国の公的病院に対する特別交付税措置がございますが、本年度の基準では今回の損失補助額全額が対象になるものと考えてございます。

最後に、予防接種事業費ですが、資料6ページに戻っていただき、下段でございます。不活化ポリオワクチン接種の実施につきましては、本年7月13日の当委員会でご報告をさせていただきましたが、国においては予防接種実施規則の改正等が行われ、当市においても北見医師会との接種委託、あるいはワクチンの購入に係る業者との契約が整いましたので、国の方針どおり9月1日から市内の11医療機関において接種が開始されたところございまして、資料に記載のとおり本年度内の3回接種1,664人と2回接種685人を足しました2,349人に係るワクチン代及び

接種委託料など、合計6,776万円を補正計上させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(伊藤委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 数字ではなく法律の移行といいますが、障がい者福祉費の中で自立支援給付費となっていたところが障がい児施設給付費にかわったと。これがいわゆる障害者自立支援法から児童福祉法に変わったという点ですけれども、移行の趣旨といえますか、その点を若干ご説明いただければ。以前は児童福祉法だったのが障害者自立支援法になりまして、また戻りました。そこにどういう視点があったのか、少々勉強不足なので説明をいただければと思います。

それから、予防接種の関係で不活化ポリオワクチンのことですけれども、ことしのワクチン代の予算の中では単独の接種ということになりますね。来年度からは、三種混合に入れて四種混合で可能と聞いておりますけれども、全体の経費は四種混合になると恐らく個別接種ですから費用は上がるのかとも思いますが、全体の費用の比較といえますか、その点についてご説明いただければと思います。

以上です。

○(大栄課長) 菊池委員からの障害者自立支援法から児童福祉法の改正に伴うご質問ですが、今まで障害者自立支援法では児童デイサービスというものがありまして、その部分が今度児童福祉法に障がい児放課後等デイサービスという通所型のサービスへの移行が行われたところでございます。

私からは以上です。

○(梅田課長) 菊池委員からございました不活化ポリオワクチンの件ですが、今回は単独で実施することによって補正計上させていただきました。委員ご指摘のとおり四種混合接種が開始されようとして

おります。その関係で、次年度以降どのような予算計上になるのかというご質問かと思えます。

四種混合のワクチンにつきましては、ただいま11月接種開始を予定して準備を進めているところでございます。四種混合といいますのは、三種混合プラス単独の不活化ポリオワクチンを混ぜた4種を一度に接種できるというものでございまして、接種は1回で済みますので、接種委託料については、単独よりも四種混合になるほうが経費的には安くなるかと思えます。ただ、四種混合ワクチンにつきましては、現在単独の不活化ポリオワクチンですと5,450円という金額ですが、これが今のところ6,000円から7,000円という数字が示されてございますので、この辺をもう少し精査しなくてはならないと思えますが、2回の接種費用が1回で済むという要素がございしますので、今後四種混合で済む方の対象者数ですとかを精査して、次年度以降の予算を考えていきたいと思っております。単独不活化ポリオワクチンよりも安くなる要因があるということでございます。

以上です。

○(菊池委員) 申しわけないです。法律の趣旨を聞いたのです。後でもいいのですけれども、せっかくの審議ですから、児童福祉法という法律にのっとった対応ということになったので、そのあたりの変化について聞きたいのです。

以上です。

○(大栄課長) 今回の法改正では、今まで障がい児のデイサービスは、通所の部分が北海道主体でのサービス体系だったものが、今回児童福祉法になったことによって市町村が実施主体となり、障がい児のきめ細やかなサービスが可能になったという趣旨の法改正が行われております。また、詳細については、後ほど委員に説明に伺いたいと思えます。

以上です。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で保健福祉部の

審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時32分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、9月21日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時34分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○(皆川部長) それでは、市民環境部からは、指定管理者の指定の更新についてご報告させていただきたいと存じます。

市民環境部所管の住民センターの指定管理期間が

平成25年3月31日をもって終了いたします。このことから、平成25年度からの3カ年の指定管理者の指定更新についてその手続等をご報告させていただくものです。

詳細につきましては、所管課長からご説明を申し上げます。

○(近藤課長) 指定管理者の指定の更新について、委員会資料に基づき説明をさせていただきます。なお、内容が重複いたしますので、相内支所所管施設についてもあわせて説明をさせていただきます。

北見自治区にあります市民活動課所管の集会施設、住民センターにつきましては、平成16年4月より指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を指定管理者にて行ってまいりましたが、平成22年4月に更新した施設が明年3月31日をもって指定期間が終了します。また、相内支所所管の北見市相内地区住民センターにつきましても平成22年1月に設置され、指定管理者により管理・運営していますが、同様に指定期間が終了しますことから、資料に記載の指定方針、日程などに基づき更新に向けた手続を行うものでございます。

資料1ページをごらんください。(1)の指定管理者の指定の方針について。指定管理者の募集は、公募で行う。指定管理者の手続は、公募、選定を行い、本年12月議会にて指定議案を提出する。指定管理者の公募、選定、指定及び通知などの所定の手続については、全庁的に統一して実施するものでございます。

(2)の指定管理者の更新については、全庁では93施設が更新を迎えることとなりますが、市民活動課所管においては北見自治区の11館、また相内支所所管においては1館が対象となります。指定期間については平成25年4月1日からの3年間、募集期間については平成24年10月15日から11月8日の25日間を予定しています。指定管理者の公募から指定までのスケジュールは、下段の表に記載のとおりでございますが、先ほど申しましたとおり全庁統一的に実

施するものでございます。

次に、委員会資料2ページ、(3)の指定管理者を更新する施設一覧ですが、今回の更新に係ります市民活動課所管の11施設、相内支所所管の1施設を記載しております。

以上でございます。

○(伊藤委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部及び端野総合支所からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(藤田部長) お疲れさまです。私から保健福祉部の報告案件3件につきましてご説明させていただきます。

初めに、保健福祉部が所管いたします43施設の指定管理者について来年3月をもって期間が満了いたしますことから、指定管理者の更新の手続についてご説明させていただきます。

次に、高齢者の相談窓口として設置しております地域包括支援センターにつきまして、市民にわかりやすい通称名を使用するというご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、昨年子ども手当、児童手当から保育料未納分などを徴収することができるように制度改正されましたことに伴い、5月30日に開催いたしました当常任委員会に報告の上、本年6月支給手当分より保護者から申し出をいただきまして保育料過年度未納分の徴収をいたしました。現年度保育料の未納分

に対しましては10月手当支給分より徴収することについて検討することとしておりましたので、その対応等についてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては、担当課長、主幹から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○（藤澤総合支所長） おはようございます。続きまして、端野総合支所保健福祉課が所管しております北見市立端野デイサービスセンターの指定管理者の更新につきまして担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○（大栄課長） それでは、私から社会福祉課が所管する施設の指定管理者の指定の更新についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページにつきましては、全庁的な取り扱いにより先ほどの市民環境部で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

委員会資料2ページをお開きください。1番の北見市総合福祉会館、2番の公園町高齢者福祉会館から35番の豊地高齢者福祉会館までの高齢者福祉会館34館と36番の北見市高齢者文化館までの37施設（10ページで「36施設」に訂正）につきましては、10月に公募いたしまして、来年度からの指定更新に向けて事務を取り進める予定となっております。

私からは以上です。

○（堀越課長） それでは、私から保育課が所管する施設につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

委員会資料3ページをごらんください。資料上段、37番の上仁頃みどり保育所から43番の日吉保育所でございます。対象施設は、全てへき地保育所でございます。北見自治区が上仁頃みどり、開成、大正、豊地、若松の保育所5カ所、端野自治区が小桜保育所の1カ所、常呂自治区が日吉保育所の1カ所となっております。

指定管理者の募集は、原則公募でございますが、各保育所につきましては日々保護者の委託を受けて児童の健全な育成を図る施設であります。施設の運営には豊富な経験と実績、専門性が求められ、さらに保育に当たっては継続性ととも職員と在園児並びに保護者との安定した信頼関係が不可欠であり、各地域が一体となり、保育所運営に当たっていますことから、現在の指定管理者であります各保育所運営委員会を非公募により選定を予定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○（石崎課長） それでは、端野総合支所保健福祉課が所管いたします北見市立端野デイサービスセンターの指定管理者の更新について補足説明させていただきます。

委員会資料では3ページ中段の1番でございます。北見市立端野デイサービスセンターは、支援や介護が必要な高齢者の方々が日帰りでデイサービスセンターに通って、入浴、食事、排せつなどの日常的なサービスを受ける施設であり、利用される方が安心してこれらの介護サービスを受けるためには介護を行う職員とのお互いの信頼関係が大変重要であると考えております。このようなことから、利用者に不安を与えず、これまでどおり安心してサービスの提供を受けていただくためには、これまでの指定管理者による介護サービスを継続することが必要と考え、公募によらない指定管理の手続を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○（長尾主幹） それでは、私から地域包括支援センターの通称名の使用につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料4ページをお開きください。地域包括支援センターは、高齢者のさまざまな相談を受け、支援を行う機関として北見市では平成18年10月に設置しましたが、第5期高齢者保健福祉計画策定に際して開催いたしました住民懇談会、市民アンケート

から名称がわかりにくいなどの意見をいただき、第5期計画においてわかりやすい名称、通称名を検討することを掲げておりました。そこで、介護保険事業計画策定等委員会に通称名の使用につきましてお諮りをいたし、センターが高齢者を相談支援する窓口であることが容易にわかるように通称名を定め、広く使用することにいたしました。通称名は、高齢者相談支援センターとし、使用開始日は平成24年10月1日としております。周知につきましては、広報きたみ、市ホームページなどで行ってまいります。

なお、地域包括支援センターごとの通称名は、表のとおりでございます。

今後も通称名の使用によりセンターがさらに多くの方からの相談が寄せられ、高齢者の皆さんがいつまでも安心した生活が続けられるよう支援に努めてまいります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(堀越課長) 私からお手元に配付させていただいております委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料5ページをごらんください。児童手当等からの保育料未納分の徴収についてでございます。昨年子ども手当制度の改正に伴い、学校給食費や保育料などの費用を子ども手当から徴収できる仕組みが設けられ、本年4月に児童手当法が改正されましたが、手当から徴収する制度は引き続き存続されたところでございます。このことを受け、5月30日開催の当常任委員会に報告の上、実施したところでございますが、(1)、過年度の保育料未納分への対応といたしまして、教育委員会などと連携を図り、平成24年3月分以前に未納がある者を抽出し、制度の周知並びに保護者から申出書をいただき、6月に支給される手当から申し出による徴収を開始したところでございます。6月に支給された手当から申し出による過年度保育料未納分に係る徴収件数は、④に記載のとおり、10件6世帯、金額は41万2,400円を徴収いたしました。その後保育料に未納がある保護者の

納入相談等にあわせ制度の周知を図ったところ、10月に支給される手当からの申し出による徴収件数は30件20世帯、徴収金額は116万8,300円となる見込みでございます。

次に、(2)、現年度の保育料未納分への対応としての特別徴収についてでございますが、当委員会へ報告の上、関係各課との協議を行い、10月分からの徴収開始に向け検討しておりました。特別徴収は、本人の意向にかかわらず現年度保育料未納分を手当より徴収することができる制度でございますが、制度の運用においては慎重な対応が求められているところでございます。その取り扱い方針につきまして関係各課との協議が調いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、対象者の抽出条件でございますが、前年度及び本年度において保育料を納めていない者、さらに未納保育料に関し納付督促に応じない者、または納付約束を履行しない者、これら双方の条件を満たした場合に徴収特別の対象とすることとした結果、対象件数は8世帯11件になったところでございます。徴収対象とする保育料は現年度の未納分とし、実施時期は本年10月支給分より実施することといたします。実施方法についてでございますが、未納保育料につきましては自主納付を促すことが重要でございますので、対象となる保護者との面談等を行い、保育料納付への理解を求めるとともに手当からの申し出徴収や特別徴収などの制度説明を十分行わせていただき、保育料を支払う意思が確認できた場合には(1)でご説明いたしました本人からの申し出により過年度保育料を徴収することといたします。面談等にも応じないなど未納保育料について支払う意思がないと判断した場合のみ特別徴収により徴収を実施することといたします。対象となる11件8世帯につきましては、既に面談等を実施しており、その結果全ての保護者より保育料納付へのご理解をいただきましたことから、過年度徴収に係る申出書を提出していただいております。今後においても保育料に

未納がある保護者に対し、面談等を通じ保育料納付への理解を求めるとともに制度の周知を図りながら、保育料の収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、資料6ページには関係法令の抜粋を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○(大栄課長) 先ほど指定管理の所管の施設数について37施設と申しましたが、36施設ですので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○(伊藤委員長) 理事者の説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 先ほどの市民環境部の報告のときには気がつかなかったのですけれども、資料では公募の有無というところが分かれていますね。例えば公募の趣旨でいえば、こちらで公募しないのとするとは大きく違いがあるのだらうと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えかを伺います。

それから、子ども手当ですが、当時今の政府である民主党の公約では2万6,000円を支給するという予定だったわけです。しかし、支給対象年齢が高校生まで至らないと、その先の大学生にはもちろん至らないということですが、子ども手当を受け取る世帯にとっては将来の貯蓄的な役割も果たすと思っていたのです。結果的にはそうはなりませんでしたが、高校生に関しては授業料相当の支給、無料化にもなっています。ところが、子ども手当から児童手当にかわる段階で、子ども手当の裏返しで児童扶養控除が廃止されると。そういう点では、子ども手当が廃止されるとは予想できないまま給食費、保育料などから今回のような徴収手続でやってもいいのではないかという発想が出たと思うのですが、結果的には児童手当になってしまって、何かそこだけ残されたような制度になってしまったように私は思うのです。それで、伺いたいのは、例えば児童扶養控除の部分と児童手当、結果的に収入全体を見れば差し引

きになるのですけれども、どのようになるのか説明してほしいと思います。

以上です。

○(大栄課長) 保健福祉部所管の指定管理者の更新の関係で、公募の有無ですが、原則指定管理者については公募となっております。ただ、特例としてその性質、または目的から特定の団体に管理を行わせる必要がある場合については、非公募という形でできるということになっております。

私からは以上です。

○(堀越課長) 菊池委員から制度改正、税制改正などについてご質問をいただいているところでございます。ご承知のとおり年少扶養控除、所得税、地方税において廃止になっている状況でございますけれども、市といたしましては子育て世帯への支援継続という観点から、年少扶養控除制度があったものとして今年度についても保育料の算定を行っているところでございます。

以上です。

○(藤田部長) 菊池委員からの指定管理者の関係でございますけれども、公募の有無につきましては、先ほど課長から申したとおり原則公募という形になってございますので、選定期間を設けて公募をさせていただきます。それで、応募がなかった場合については再度の公募という形で、また新たに期間を定めて公募するような形になってございます。

公募の有無でバツテンがついている施設につきましては、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の第2条にただし書きとして、合理的な理由があるときは公募によらないことができるという形でうたっておりますことから、へき地保育所については保育をするという目的で利用者と保育士が一体的にやっております、以前におきましても公募をしないで指定させていただいたという経過がございます。

また、児童手当の関係につきましては、先ほど担当課長から申し上げましたとおり、国の指導で今年

度の保育料算定に当たりましては年少扶養控除があったものとして算定するよう各市町村に通知が出されているところでございます。その取り扱いについては、各市町の考え方によりますけれども、北見市としましてはその指導に基づきまして、年少扶養控除があったものとして算定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○(菊池委員) 指定管理者ですけれども、例えば総合福祉会館は市の施設ですが、駐車場が狭いということで別に設けましたね。あれは社会福祉協議会が買ったのか、市が購入したのか、どちらでしたでしょうか。というのは、もし社会福祉協議会が購入したということであれば、指定管理者が必要を認めて施設の近くに購入できるとなっているのかどうか。つまり指定管理者がもしか変わった場合には、それは継続して引き継がれていくとは思えないのです。そういうこともあるので、現状公募と表明しているわけなのですけれども、果たして将来的な面も含めて妥当なのかどうか、どこかで判断してもいいのではと思って質問したものですから、その辺について事情を含めてお願いします。

○(大栄課長) 総合福祉会館の駐車場については、全て市で購入しておりますので、基本的に社会福祉課所管の建物、駐車場等についても北見市の所有であるということです。それで、当然公募により、前の指定管理者と次の指定管理者が違った場合でもそのまま継続ができるということになっております。

私からは以上です。

○(宮沢委員) 高齢者福祉会館の要綱だとかをいただきたいのと、ある高齢者福祉会館では利用している人を排除したりしているところがあると聞きます。さらに暖房料は満度でついているのかどうか。その会館では1人500円だか何だかの暖房料を別に徴収していると聞きましたが、どういうことになっているのか。その辺についてご説明を賜りたいと思います。

○(伊藤委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(大栄課長) 高齢者福祉会館の要綱については、後ほど委員にお持ちしたいと思います。

それと、平成23年度から使用料を取っている団体もあります。高齢者福祉会館の目的外利用が可能になったことによって、基本的には高齢者が使う時間以外であいている時間があれば使用料を取って町内会等に貸し出しが可能になっております。

排除ということについてはこちらとしては認識しておりませんが、もしそういう会館があれば、当然私たちのほうで注意など話をしていきたいと思えます。

あと、燃料費については、管理委託費で暖房料として積算して支払っているところであります。

私からは以上です。

○(宮沢委員) 管理費が幾らで、暖房料が幾らという明細みたいなものを見せてください。

それと、利用者を排除するということもあるのだけれども、どういう場合について排除できるのか。その辺について高齢者福祉会館利用者の規約みたいなものはあるのか。それも含めて見せていただきたい。

○(藤田部長) 今宮沢委員から言われました要綱の関係、それから老人クラブの利用の仕方、さらにその料金等について条例・規則でうたってございますので、あわせて後で資料として提出させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で保健福祉部及び端野総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（竹内室長） おはようございます。それでは、地域医療対策室から新北海道病院事業改革プランの素案についてご説明させていただきます。

道においては、平成20年3月に策定した北海道病院事業改革プランに基づき道立病院の経営改善に努めてきているところでございますが、プランが掲げる目標と実績が大きく乖離し、目標達成が極めて困難な状況にありますことから、今後の道立病院のあり方を含めた検討を行い、平成25年度を初年度とする新たな改革プランを作成することとし、今月10日に開かれた道議会保健福祉委員会に素案を提出いたしました。素案の作成に当たっては、医療機関関係者など外部有識者による検討委員会を設置し、幅広い観点から意見をいただきながら検討を進めてきたところでございますが、今後道においては関係自治体の意見を初め広く道民からパブリックコメントを求め、今年度中に成案化をする考え方と伺っております。

それでは、素案の概要につきまして主幹から説明させていただきますが、北海道からの説明に先立つ報告となりますので、よろしく願いいたします。

○（徳田主幹） それでは、新北海道病院事業改革プランの素案につきましてご説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。今般道が作成した新北海道病院事業改革プランの素案につきましては、現在7つある道立病院が医師を初めとした人材の確保や収益の増加と費用の削減、経営形態の見直

しなど収支均衡に向けて取り組むことにより、安定的で継続した地域医療を提供する体制を構築するため策定するとされております。計画期間は、平成25年度から5年間となっておりますが、今回道から送付された素案は別冊として配付させていただいております。

以下、参考として道立北見病院関連の抜粋ですが、平成20年3月に策定された北海道病院事業改革プランと本年6月29日に提出された新たな北海道病院事業改革プランの策定に関する検討委員会からの意見書と、2ページには北網地域医療再生計画における道立北見病院の位置づけについて記載しております。

それでは、別冊資料により説明させていただきます。2ページをお開きください。道立病院を取り巻く状況と課題ですが、道では平成20年3月に北海道病院事業改革プランを策定し、各病院に求められている医療機能の確保と費用縮減の取り組みを進めてきましたが、多くの常勤医師の欠員を抱え、数値目標等の達成が見込めなくなり、見直しを行っております。経営形態の見直しにつきましても指定管理者制度の受託を検討する医療機関等があらわれず、実現できておりません。こうした中、道立病院が今後も安定的で継続した地域医療を提供していくためには、医師を初めとする医療技術者の確保はもとより専門的知識を有する事務職員の育成確保、会計制度の迅速性、柔軟性が課題とされたところであります。

次に、5ページをごらんください。医療機能の方向ですが、4の高度・専門医療として北見病院が記載されております。今後の方針として、循環器、呼吸器疾患に対する高度専門医療について北見赤十字病院との役割分担と連携を一層強化し、一体的な医療提供体制の構築に向けて、財源を含め安定的な収支の見通しを得た上で地域医療再生計画に基づき整備を検討するなど、地域における医療機能の確保に努めるとされております。

次に、8ページをごらんください。医師確保対策ですが、道立病院が地域において必要な医療機能を

発揮するために医師の確保に努めるとしており、主な確保対策として道内外の医育大学との協議等、臨床研修医等の確保、勤務環境等の改善、医師募集の取り組み、地元市町村や住民の理解と協力の促進を挙げております。

次に、9ページの経営改善ですが、主な取り組みとして、収益の確保では診療体制の整備、患者サービス・療養環境の向上等、広報の充実など、費用の縮減では病床規模の適正化、職員の適正配置、医薬材料費の節減など、職員の意識の向上では職員の満足度の向上、経営参画意識の向上、改善意識の向上を挙げております。

次に、11ページの経営形態の方向ですが、平成20年3月に制定された北海道病院事業改革プランにおいては、病院経営に民間能力を活用する指定管理者制度の導入や道立病院が担っている医療機能を他の医療機関が担うことが可能な場合の機能継承を基本として経営形態の見直しを行うこととしておりましたが、指定管理者制度については医師確保の困難性から受託できる法人や団体があられず、導入が難しい状況となっております。しかし、病院運営上の課題に対応していくためには、職員の意識改革を徹底するとともに組織、人事や財務に関する制約がある現行の経営形態について見直す必要があるとしております。外部の有識者で構成する新たな北海道病院事業改革プランの策定に関する検討委員会からは、自立的な病院運営の確保と経営責任の明確化が図られる一般地方行政法人への移行を検討することが望ましいとの意見が提出されましたが、道立病院においては医師不足である上、多額の欠損金を生じている経営状況にあることから、本プランの計画期間の初期段階においてこうした課題の解決に向けて取り組み、安定的で持続可能な経営の確保の見通しを得た上で、地域の理解と支援が得られるよう努めながら、経営形態の見直しを進めるとしております。

数値目標及び収支計画につきましては、原案作成時に掲載いたしますが、次ページ以降に別表として

現行プランの数値目標及び収支計画を記載してあります。北見病院につきましては、16ページをごらんください。下段ですが、平成20年から平成22年度までの実績が記載されております。収益から費用を引いた収支差は、毎年6億円前後のマイナスとなっております。

以上で道から通知のありました新北海道病院事業改革プラン素案の説明を終わらせていただきます。

○（伊藤委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 地域医療対策室の資料1ページに、6月29日提出の新たな北海道病院事業改革プランの策定に関する検討委員会意見書とありますけれども、この中で以前にも道立病院の問題を検討したときに課題となった、将来的に北見赤十字病院への機能継承を検討すべきと考えるという点について、再びこのような記述になっています。そのときの検討結果では、それはできないという結論になっていて、その後は新病院の計画がどんどん進んで、それを想定しない北見赤十字病院の計画になっていると私は思っているのですけれども、そこに再び機能継承を検討すべきという意見がついたと。この点、市としてはどのような意見を述べられたのかお聞きをしたいと思えます。

あと、新北海道病院事業改革プラン仮称に病院ごとの数字が載っていますが、例えば平成23年度北見病院の目標のところ改定前と改定後の数字が載っているのですけれども、これはいつの改定後なのか少々わかりにくいのです。例えば平成23年度では8,784人の入院患者、1万5,128人の外来患者という目標になっておりますけれども、改定後の目標に対する実績で最近の数字はないかと。平成23年度全ての診療報酬が回収できているかどうかはわからないので、まだ実績が出せないのかとも思いますが、数字は市として押さえていませんか。その辺について説明願いたいと思えます。

以上です。

○（津幡次長） 菊池委員からご質問がございました北見赤十字病院の新病院建築に当たってその計画になっていないということで、市は道立病院との関係をどのように考えたのかということでございます。新病院につきましては当然道立病院の機能については入っていない計画になってございますけれども、あくまでも道立病院に対する考え方を本会議でもご答弁をさせていただいておりますが、現在地の改築では不十分ということもあり、医療環境の整備に向け全面的な改築が必要と考えているところでございます。その中におきまして現在地、あるいは北見赤十字病院周辺などという話もございまして、それらにつきましては医療連携や医療資源の集積のあり方について関係機関と協議を進め、あるいは関係する自治体を含めたオホーツク圏域にとって望ましい医療体制の確保に向けた対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続いて、北見病院の実績の数値はないかということでございますけれども、私どもが実績ということで押さえている数字につきましては、平成22年度の北海道病院事業全体の決算報告は押さえてございますが、単体の病院の数値は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○（菊池委員） 機能継承という意味は、要は北見赤十字病院が道立病院の機能をそっくり受け取ってやるということですから、事実上道立病院の廃止ということなのでしょうけれども、市の意見としてはそういうことではなくて、新しい形か、現在地か、移転するかも含めて道立病院は引き続き存続させるということを前提に話をされているという確認でよろしいかと思っておりますけれども、その点若干ご説明いただければと思います。

○（竹内室長） 道立北見病院の医療機能の継承にかかわって菊池委員からご質問をいただきました。道立病院と北見赤十字病院は、長い間それぞれの役割分担をしながら、この地域の医療を守ってきたということでございます。道立病院については、網走

管内で唯一心臓血管外科の手術ができるという病院でございますし、呼吸器、循環器の高度専門医両機関という形で位置づけられておりまして、特に心臓血管外科については新北見赤十字病院の診療科目の中にも標榜されておりませんので、今後とも道立病院が、北海道が責任を持って今担っている医療機能を存続させていただくと。今回独立行政法人化の議論もございましたけれども、北見市としては今後とも道民の2次医療、3次医療を守るという観点に立って、北海道に責任を持って道立病院を運営していただく。その中で、この圏域になくはならない医療機能を守っていただくと、そのことを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○（宮沢委員） 道の方針とかそういう状況はよくわかりますが、地域医療になくはならない道立病院でありますけれども、その前提となる医者の数がまず足りないわけで、そういう医者の確保等についてどういう要望をしているのか。例えば手術するにしても医者がいなかったら手術もできないという状況になるわけでありまして。基本的には経営目標を掲げておりますけれども、それらの目標値を下回るという状況は医者の数に起因していると思っておりますが、その部分についてどういう見解を持っているのか。さらに、道に対してどういう要望をしているのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○（津幡次長） 宮沢委員からございました医師の確保ということでございますけれども、北見病院は、現在常勤医師が院長以外6名という体制になってございまして、大変少ないと認識してございます。これにつきましては、オホーツク圏活性化期成会等を通じまして、医師の確保について毎回お願いしているところでございます。

以上でございます。

○（宮沢委員） 昔道立病院は名医の和田先生がおられましたけれども、その当時医者の数は何人いたのか。現在はその当時と比べると医者の数は減って

いるのか、ふえているのか、多分充足されていない  
と思いますが、基本的な問題は医者の数にあるので  
はないかと思しますので、その点についてお伺いを  
したいと思います。

○（津幡次長） 宮沢委員からございました医師の  
数でございますが、私どもの手持ちの資料では、平  
成17年度の医師数でございますが、平成17年当時は  
消化器科もございまして、12名という医師数でござ  
いました。それから考えると半数という形になって  
ございます。

以上でございます。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で地域医療対策  
室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

---

午前11時24分 再 開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時24分 閉 議

---